平成２４年（フ）第１４８７号
福岡市博多区諸岡３丁目21番19―606号
債務者　川下　尚臣
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４８８号
大分市明野東３丁目14―９、住民票上の住所
福岡市博多区諸岡３丁目21番19―606号
債務者　川下　智子
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５５１号
福岡市博多区千代１丁目30番24号
債務者　紀伊野清士
1　決定年月日時　平成24年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７１５号
福岡市博多区博多駅南４丁目３番３号
債務者　竹本　博泰
1　決定年月日時　平成24年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７２１号
福岡市城南区西片江２丁目16番17号
債務者　平田　幸士
1　決定年月日時　平成24年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１８３３号
福岡市西区上山門３丁目９番17号
債務者　陣内　理絵
1　決定年月日時　平成24年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９０７号
福岡市博多区元町１丁目８番６―1202号
債務者　金田貞子こと　金　　貞姫
1　決定年月日時　平成24年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９３８号
福岡市博多区光丘町１丁目３番19―101号
債務者　堀越　寛史
1　決定年月日時　平成24年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９３９号
福岡県糸島市二丈福井6012番地
債務者　吉村　徳光
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９４２号
福岡市博多区博多駅前２丁目11番22―703号
債務者　嶋谷　　司
1　決定年月日時　平成24年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９６３号
福岡県糸島市二丈福井2447番地６　ＩｌｍａｒｅⅡ　103号
債務者　宮崎利恵子
1　決定年月日時　平成24年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９８６号
福岡県糟屋郡須恵町大字新原482番地プラムハイツ102号
債務者　牟田　玲奈
1　決定年月日時　平成24年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０２２号
福岡県朝倉市一木43番地１メゾンハイツ203号
債務者　鳥井ムツ子
1　決定年月日時　平成24年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０２３号
福岡県朝倉市一木43番地１メゾンハイツ203号
債務者　坂本　登美
1　決定年月日時　平成24年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０２６号
福岡県太宰府市通古賀２丁目４番19―205号
債務者　奥田　眞吾
1　決定年月日時　平成24年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０２７号
福岡県太宰府市通古賀２丁目４番19―205号
債務者　奥田惠津子
1　決定年月日時　平成24年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０３４号
福岡県糟屋郡志免町南里２丁目20番13―303号
債務者　冨永　　亨
1　決定年月日時　平成24年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０３５号
福岡県糟屋郡志免町別府１丁目23番18号
債務者　永野　修一
1　決定年月日時　平成24年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部